

# 沼津市内で有料老人ホームの設置を考えている方へ

## 1 有料老人ホームの法的位置付け

老人福祉法第29条第1項に規定があります。

『有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。』

（条文中の『都道府県知事』は、平成18年4月1日付けで、有料老人ホームに関する事務が静岡県より沼津市へ移譲されましたので、『沼津市長』と読み替えます。）

## 2 有料老人ホーム設置届出前の協議

- ① 沼津市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という。）に基づく指導により、安定的かつ継続的な施設運営を行い、より高い水準の施設運営に努めることが必要です。
- ② 有料老人ホームの設置を考えている方については、設置届出前にあらかじめ、設置計画が指針に適合しているか沼津市と協議してください。

## 3 事前協議の手順

- ① 事前相談  
有料老人ホームを設置したい方は、事前協議前に長寿福祉課までご相談ください。  
手続きに必要な書類の様式をお渡しします。
- ② 有料老人ホーム設置計画事前協議書の提出  
事前協議書と別に定める添付書類を提出していただきます。
- ③ 事前協議担当者  
事前協議の担当者を決めてください。
- ④ 沼津市有料老人ホーム設置運営指導指針とのチェック  
原則、沼津市有料老人ホーム設置運営指導指針チェックシートの適合状況欄が全て「適合」となった時点で事前協議を終了します。

## 4 事前協議終了後

- ① 建築確認済証の受領後、速やかに**有料老人ホーム設置届出書**を提出してください。
- ② 有料老人ホーム事業を開始したときは、**有料老人ホーム事業開始報告書**を提出してください。

## 5 担当課

有料老人ホームに関する事務の担当は、  
沼津市市民福祉部長寿福祉課 施設・指導係  
TEL 055-934-4873  
FAX 055-935-0335

ただし、介護保険特定施設入居者生活介護事業者の指定に関する事項については静岡県へお問合せください。